

第18回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和6年12月24日(火) 午前11時15分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

日程第1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第7 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第8 報告第1号 第3回農地小委員会の報告について

日程第9 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第10 報告第3号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について

日程第11 報告第4号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員 農業委員

1番委員 新田 義修

3番委員 主濱 学

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 熊谷 喜彦

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 勝田 徹

8番委員 太田 豊

9番委員 駿河 信一 以上8名

農地利用最適化推進委員

南部地区担当 武田 美紀

中部地区担当 藤村 与志夫

同 井上 浩児 以上3名

5 欠席委員 農業委員

2番委員 吉清水 秀明 以上1名

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
同	主任主査	細川 直樹
同	主査	大村 和臣
同	主任	鈴木 伸空

開会時刻 令和6年12月24日（火） 午前11時15分

佐々木事務局長 只今より第18回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員3名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては1番新田義修委員と4番佐藤恵一郎委員を指名します。
書記には事務局の細川主任主査と鈴木主任を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第18回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和6年11月26日から令和6年12月24日までの分の報告となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第17回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは議案第1号について補足説明いたします。議案書は4ページから6ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、大釜地区の農地集積協力金事業に併せて所有者が農地を整理するため、対象農地の隣を耕作する農業者に農地を譲り渡す案件となります。

以上、議案第1号については、議案書5ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、佐藤恵一郎農業委員、武田美紀推進委員、井上浩児推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 推進委員の井上です。それでは私の方から議案第1号について、令和6年12月16日に佐藤農業委員及び武田推進委員と現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の現地は、農地として活用されていることを確認しました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

太田委員 参考までにお聞きしたいのですが、農地の金額というものは様々違うとは承知していますが、この類の相場というのは現在どの程度に収まっているのか分かれば教えてください。

鈴木主任 今回は贈与の案件となっておりますので金額というものは発生しませんが、本市の今の状況では一反歩あたり売買だと20万円前後で最近は変動がないところです。また、賃借料となりますと田の場合は6,500円程度というところであります。

議長 その他質疑ございませんか。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙

手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は8ページから10ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は、概ね500メートルの範囲に篠木小学校と滝沢市多目的研修センターの2つの公共施設があり、幅員4メートル以上で上水道と下水道の2種類が埋設された道路に面しておりますが、農地法の規定によると半径500メートル以内に2つ以上の教育施設等といった公共公益的施設がありかつ上水道、下水道、ガスのうち2種類以上の管が埋設された幅員4メートル以上の沿道にある場合には第3種農地と判断されることから、農地転用目的の例外規定では第3種農地の転用は原則認められ得るとされていることにより許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告を佐藤委員にお願いします。

佐藤委員

4番佐藤です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、篠木小学校の隣接地にあります。周囲の状況ですが、東側は墓地、西側は道路を挟み農地、南側は道路を挟み篠木小学校の敷地、北側は農地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり意見を決定いたしました。

議長

日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は12ページ及び14ページをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は、過去に土地改良事業による換地処分が行われていることから第1種農地と判断されることが考えられますが、農地転用目的の不許可の例外規定における一時転用に該当するものと見られます。なお、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告を佐藤委員にお願いします。

佐藤委員

4番佐藤です。それでは私の方から議案第3号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢南中学校から南西へ約500メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は宅地、西側は農地転用許可済の農協ライスセンターの工場用地、南側及び北側は水路を挟み宅地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって議案第3号については、原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。
本案件は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限があり、整理番号1番は、4番佐藤委員、整理番号1023番及び1024番は、5番熊谷委員がそれぞれ該当します。
つきましては、始めに整理番号1番を審議し、次に1023番及び1024番を審議し、最後に残る案件を一括で審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、そのように審議することとします。
それでは、議案第4号のうち整理番号1番を審議いたします。議事参与の制限があります4番佐藤委員の退席を求めます。

(4番佐藤委員退席)

議長 事務局より説明させます。

鈴木主任 はじめに議案第4号のうち整理番号1番について補足説明いたします。議案書は16ページ及び69ページをご覧ください。
整理番号1番は、契約期間の満了に伴う更新の案件となります。
以上、整理番号1番については、農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件につきましては更新の案件のため現地調査を省略しております。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号のうち整理番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号のうち整理番号1番については原案のとおり決定いたしました。
4番佐藤委員の入場を許可します。

(4番佐藤委員入場)

議長 4番佐藤委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第4号のうち整理番号1023番及び1024番を審議いたします。議事参与の制限があります5番熊谷委員の退席を求めます。

(5番熊谷委員退席)

議長 事務局より説明させます。

鈴木主任 次に議案第4号のうち整理番号1023番及び1024番について補足説明いたします。議案書は31ページ、32ページ及び70ページをご覧ください。

整理番号1023番及び1024番は、巣子・川前地区の地域集積協力金事業により権利の設定がなされるものとなります。

以上、整理番号1023番及び1024番については、農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を武田推進委員にお願いします。

武田推進委員 推進委員の武田です。それでは私の方から議案第4号のうち整理番号1023番及び1024番について現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

これらの農地は、一部には雪が積もっていたため航空写真等も参考にしたところ全て農地して活用されていることを確認しました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号のうち整理番号1023番及び1024番について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号のうち整理番号1023番及び1024番に
ついては原案のとおり決定いたしました。
5番熊谷委員の入場を許可します。

(5番熊谷委員入場)

議長 5番熊谷委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案の
とおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第4号のうち整理番号1001番から1022
番まで及び1025番から1080番までを審議いたします。
事務局より説明させます。

鈴木主任 最後に議案第4号のうち整理番号1001番から1022番まで
及び1025番から1080番までについて補足説明いたします。
議案書は17ページから68ページまで及び70ページと71ペー
ジをご覧ください。

整理番号1001番から1022番まで及び1025番から10
80番までは、全て巣子・川前地区の地域集積協力金事業により権
利の設定がなされるものとなります。

以上、整理番号1001番から1022番まで及び1025番か
ら1080番までについては、農地中間管理事業に関する法律第1
8条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を武田推進委員お願いします。

武田推進委員 推進委員の武田です。引き続き私の方から議案第4号のうち残る

農地について現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

これらの農地は、一部には雪が積もっていたため航空写真等も参考にしたところ全て農地して活用されていることを確認しました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号のうち整理番号1001番から1022番まで及び1025番から1080番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号のうち整理番号1001番から1022番まで及び1025番から1080番までについては、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、報告第1号、第3回農地小委員会の報告について、農地小委員会藤村副委員長より報告をお願いします。

藤村副委員長 農地小委員会副委員長の藤村です。吉清水委員長が欠席ですので、副委員長である私の方から第3回農地小委員会の結果についてご報告いたします。議案書は73ページをご覧ください。

農地小委員会では、11月25日に農地小委員会委員9名と事務局職員で新規就農予定者2名に対する聞き取り調査を行いました。

1人目は大釜風林に住む40代の男性です。農業委員会で農地のあっせんを行い、大釜風林地内の農地約140アールを借り受けてねぎ栽培での営農を計画しており、生産物は農協に出荷予定とのことです。本人は今年1月からねぎ農家のもとで1年間ねぎの栽培を勉強し、就農にあたっては11月に認定新規就農者となりました。必要な農機具は補助金等を活用して用意し、必要な労働力はアルバイトを雇用する予定です。その他機械置場や出荷調整場所も既に確保していました。このように農業を行う意欲は十分にあると見受けられることから、総合的に判断して就農に問題はないものと見受けられました。なお、農地の貸借については1月に農地中間管理事業により契約を行う予定としています。

続いて2人目も大釜風林に住む30代の男性です。農地のあっせ

んは地域の推進委員が行っており、1人目と同様に大釜風林地内の農地約70アールを借り受けてねぎ栽培での営農を計画しており、生産物は農協に出荷予定とのこと。本人は既に20年程水稻の農作業を行ってきた経験はありますが、ねぎ栽培の経験はないため昨年から2年間農地所有者の協力を得ながら勉強を行ってきました。営農に向けて地域内に住居を移し、トラクターや出荷調整用の建物は自己資金で準備する等農業を行う意欲は十分にあるように見られました。また、既に近隣農家の協力も得ていることなどから、総合的に判断して就農に問題はないものと見受けられました。なお、農地の貸借については大釜地区の農地中間管理事業の取り組みに併せて契約を行う予定としています。

以上で第3回農地小委員会の報告といたします。

議長

日程第9、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第10、報告第3号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、及び日程第11、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書74ページからのおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、第18回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和6年12月24日（火） 午前11時45分

議 長 _____

会議録署名人 1 番委員 _____

会議録署名人 4 番委員 _____

これは原本である。

令和6年12月24日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一